

越前市住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、越前市内の住宅に自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する経費に対し、予算の範囲内において越前市住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、越前市内の温室効果ガス排出量の削減を推進することを目的とする。

（適用通則）

第2条 補助金の交付については、この要綱の定めるもののほか、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) F I T又はF I P制度 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくF I T制度（固定価格買取制度）又はF I P制度（F e e d i n P r e m i u m）をいう。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、越前市内に居住する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者としない。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人
- (4) 理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有

している個人

(5) 契約相手方の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら契約等を締結し、これを利用して
いる個人

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自ら居住する越前市内の住宅の敷地内に、エネルギー起源二酸化炭素の排出量の削減に効果がある設備として、太陽光発電設備を単独で、又は蓄電池設備とあわせて導入する事業であって、別表第1に掲げる要件を満たすものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る太陽光発電設備及び蓄電池設備（以下これらを「補助対象設備」という。）を導入するための工事費及び設備費とし、別表第2のとおりとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額及びその上限額は、次に掲げる表のとおりとする。

補助対象経費	補助額	上限額
太陽光発電設備の導入に係る経費	(1) 太陽光発電設備と蓄電池設備をあわせて導入する場合は、太陽光パネルの出力とパワーコンディショナーの出力のどちらか低い値（小数点以下切り捨て）に7万円を乗じて得た額 (2) 太陽光発電設備を単独で導入する場合は、太陽光パネルの出力とパワーコンディショナーの出力のどちらか低い値（小数点以下切り捨て）に5万円を乗じて得た額 (3) (1)及び(2)にかかわらず、1kW当たりの太陽光発電設備の税抜価格（工事費及び設備費を含む。）が、(1)の場合にあっては7万円未満、(2)の場合にあっては5万円未満のとき	(1) 35万円 (2) 25万円

	は、1kW 当たりのその額（1,000 円未満切り捨て）を太陽光パネルの出力とパワーコンディショナーの出力のどちらか低い値（小数点以下切り捨て、上限 5 kW）に乗じて得た額	
蓄電池設備の導入に係る経費	蓄電池設備の税抜価格（工事費及び設備費を含む。）に 3 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満切り捨て）	蓄電池設備容量 1 kWh 当たり 5.1 万円を乗じて得た額。ただし 25.5 万円を上限とする。

（補助金交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、越前市住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付決定を受けようとする年度の 5 月 1 日から 10 月 31 日までの間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 事業工程表（様式第 3 号）
- (3) 補助対象経費算定根拠（様式第 4 号）
- (4) 補助要件チェックシート（様式第 5 号）
- (5) 補助対象設備を設置する建物及び機器の配置図、レイアウト図又は写真
- (6) 既存建物に補助対象設備を設置する場合、建物の全部事項証明書、資産証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書
- (7) 補助対象設備を野立てする場合、土地の全部事項証明書
- (8) 補助対象設備の仕様及び諸元が分かる書類
- (9) 補助対象経費に係る見積書及び見積内訳書の写し等
- (10) 納税証明書（市税に滞納がないことの証明書）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により市長に提出された書類は、返却しないものとする。

（補助金の交付決定）

第 9 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に対し補助金等交付決定通知書（規則様式第 2 号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて、補助金の交付を決定するものとする。

3 補助金の交付決定は、住戸一戸につき一回限りとする。

4 市長は、補助金を交付しないことに決定したときは、その旨及び理由を補助金等不交付（交付取消）決定通知書（規則様式第 3 号）により速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第 10 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付を決定する場合においては、規則第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 1 月 31 日までに補助事業が完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(2) 市長が、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は利用状況調査若しくは現地調査を実施する時は、遅滞なくこれらに応じること。

(3) 補助事業の完了後において、市長が、事後状況について報告を求めたときは、これに応じること。

(4) 補助対象設備については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

(5) 補助対象設備を、当該設備に係る法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第一及び別表第二に定

める耐用年数をいう。以下同じ。)内において、市長の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保等に供しないこと。

(6) 補助事業の実施にあたっては、この要綱のほか、関係法令に定めるところによること。

(7) その他補助金の目的を達成するために、市長が必要と認めることを実施すること。

(事業実施期間)

第11条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者(以下「交付決定者」という。)

は、第9条第1項の規定により交付決定の通知を受けた日以後に補助事業に着手し、及び当該交付決定の通知を受けた日の属する年度の1月31日までに完了しなければならない。

(変更の承認)

第12条 交付決定者は、次に該当するときは、越前市住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金補助事業計画変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容(設備、金額等)を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。

ア 補助事業の目的に変更がなく、かつ、変更後の補助事業の内容が交付決定者の自由な創意により、補助目的の達成に資するものと考えられる場合

イ 補助事業の目的に関係がない事業計画の変更である場合

(2) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定により補助事業の変更承認の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認すべきものと認めたときは、当該交付決定者に対し補助金等交付変更承認決定通知書(規則様式第5号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助事業の変更を承認するときは、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の廃止又は中止)

第 13 条 交付決定者は、補助事業を廃止又は中止しようとするときは、越前市住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金補助事業廃止（中止）届出書（様式第 7 号）に廃止又は中止の理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 14 条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了日から起算して 1 月が経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 1 月 31 日のいずれか早い日までに、越前市住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金完了実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）事業実績書（様式第 9 号）

（2）補助要件チェックシート（様式第 5 号）

（3）補助対象設備の設置に係る契約書の写し

（4）補助対象設備を設置した建物及び機器の配置図、レイアウト図又は写真（完了図書）

（5）設置した補助対象設備の仕様及び諸元が分かる書類（第 8 条第 1 項第 8 号に規定する書類と異なる場合に限る。）

（6）補助金等交付決定通知書の写し

（7）領収書の写し

（8）新築建物に補助対象設備を設置する場合、建物の全事項証明書

（9）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 15 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（規則様式第 8 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 16 条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた後において、補助金の交付を受けようとするときは、越前市住宅の太陽光・蓄電

池設備導入促進事業補助金交付請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 17 条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、第 9 条第 1 項の規定による補助金の交付決定（第 12 条第 2 項による変更の承認を含む。）の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第 1 号に該当するときは、交付決定の全部を取り消すものとする。

- （1）第 4 条第 2 項に規定する補助事業者としない者に該当することが明らかになったとき。
- （2）補助金の申請及び補助事業の実施に関し、不正の行為があったとき。
- （3）第 13 条に規定する補助事業廃止届出書の提出があったとき。
- （4）補助金の交付決定のあった日の属する年度の 1 月 31 日までに補助事業の完了が見込めないとき。
- （5）補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- （6）この要綱その他関係法令の規定及び補助金の交付決定の際に付した条件に基づく市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、第 15 条の規定による補助金の額の確定があった後についても適用するものとする。

（補助金の返還）

第 18 条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対して、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、前条第 1 項第 1 号の事由により取り消したときは、既に交付した補助金の全部の返還を命じるものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、遅滞なくこれを返還しなければならない。

（事業効果の報告）

第 19 条 交付決定者は、補助対象設備において、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度に発電した発電電力量及びその消費量並びに自家消費割合を、

補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の４月３０日までに、越前市住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金利用実績報告書（様式第１１号）に商用電力消費量、太陽光発電電力量及び自家消費電力量が確認できる資料を添えて市長に報告しなければならない。

- ２ 市長及び福井県知事は、前項の規定により提出のあった報告書の内容の一部を広報に利用することができるものとし、交付決定者は、第８条の規定により補助金の交付申請を行うことをもって、これに同意したものとみなす。

（財産管理）

第２０条 交付決定者は、補助対象設備を法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

- ２ 交付決定者は、天災地変その他交付決定者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、越前市住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金設備毀損（滅失）届出書（様式第１２号）により市長に届け出なければならない。

（財産処分の制限）

第２１条 交付決定者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ市長にその承認を受けなければならない。

- ２ 交付決定者は、前項の規定により承認を申請しようとするときは、越前市住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金取得財産等処分承認申請書（様式第１３号）に補助金等交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- ３ 市長は、前項の承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、処分を承認する場合は、越前市住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金取得財産等の処分等による収入金報告書（様式第１４号）の提出及び補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- ４ 交付決定者は、前項の規定により補助金の全部又は一部の返還を命じられた

ときは、遅滞なくこれを返還しなければならない。

(帳簿の整備等)

第 22 条 交付決定者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え付け、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、財産管理台帳及びその内容の根拠となる関係書類については、法定耐用年数を経過するまで保存しなければならない。

(表示)

第 23 条 交付決定者は、補助事業により取得した補助対象設備等の見やすい場所に補助事業名を表示しなければならない。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 17 条から第 23 条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

項目	要件
事業 全般	(1) 二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 (2) 補助事業実施時における最新の各種法令等に遵守した事業であること。 (3) 補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。 (4) 補助事業者は、補助事業の実施により導入した補助対象設備により発電した発電電力量及びその消費量、自家消費割合について、補助事業が完了した年度の翌年度の実績を補助事業が完了した翌々年度、事業実施結果として、利用実績報告書（様式第 12 号）により報告すること。なお報告に際しては、毎月の発電量、消費量、充放電量がわかる写真（メーター等）を添付すること。 (5) 補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 (6) F I T 又は F I P 制度の認定を取得しないこと。 (7) 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 (8) 需要家の敷地内に補助事業により導入する補助対象設備で発電して消費する電力量を、補助対象設備で発電する電力量の 30% 以上とすること。 (9) 補助事業以外の、国又は地方自治体等から他の補助等を受けて事業を実施するものでないこと。 (10) 自らが居住する住宅又は住宅の敷地内に補助対象設備を設置する事業であること。なお、野立ての太陽光発電設備を設置する場合については、居住する住宅と同じ敷地内に設置するものに限る。 (11) 再エネ特措法に基づく「事業策定計画ガイドライン（太陽光

発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、次に掲げる事項を全て遵守していることを確認すること。

ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。

オ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵堀等を設置するとともに、柵堀等の外側の見えやすい場所に標識(交付決定者の氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。
(ただし、柵堀等の設置が困難な場合や第三者が発電設備に近くつくことが容易でない場合には柵堀等の設置を省略することができる。)

カ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

キ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

	ク 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 ケ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 コ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 サ 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 シ 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
太陽光発電設備	(1) 商用化されており、導入実績があるものであること。 (2) 未使用品であること。（中古品は補助対象外） (3) 固定方法は、「JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」など、一定の基準（固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重など）を満たすものであること。ただし、積雪荷重については、旧南条郡王子保村、坂口村及び旧丹生郡白山村においては、積雪荷重正圧6,750Pa（垂直積雪量2.25m）以上、その他の地域においては、積雪荷重正圧6,000Pa（垂直積雪量2m）以上の荷重設計がされていること（融雪機能付太陽光発電設備又は垂直型太陽光発電設備の場合を除く。）。なお、屋根等に太陽光発電設備を設置する場合は、積雪を考慮したうえで、太陽光発電設備を設置できる耐荷重を有する建物であること。

蓄電池設備	(1) 上欄に示す太陽光発電設備の付帯設備であること。 (2) 商用化されており、導入実績があるものであること。 (3) 未使用品であること。(中古品は補助対象外) (4) 再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。 (5) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (6) 定置用であること。 (7) 12.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムとなるよう努めること。算定の際は、蓄電池容量の kWh 単位で小数点第二以下を切り捨てた値を用いて算定すること。 【a～fの全てを満たすこと】 a 蓄電池パッケージ (i) 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 b 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 所定の表示は次のものをいう。 (i) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本
-------	--

電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること

(ii) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(iii) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(iv) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(v) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分

	離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 (vi) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。 c 蓄電池部安全基準 JIS C8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。 d 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用 の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 e 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (i) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 f 保証期間 (i) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。
--	---

	※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする
--	---

別表第 2（第 6 条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本 工 事 費 （ 直 接 工事費）	材料費	補助事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	補助事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本 工 事 費 （ 間 接 工事費）	共通仮設費	補助事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、②準備、後片付け整地等に要する費用、③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、④技術管理に要する費用、⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	補助事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	補助事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付 帯 工 事 費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。別表第 1 の要件に定める柵塀等（柵塀等の購入費を含む。）に係る工事費。
	機 械 器 具 費		補助事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測 量 及		補助事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要す

	び 試 験 費		る経費をいう。
設備費	設備費		補助事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。